

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
のときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(二件)

字の区域の変更(二件)

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

県営土地改良事業の工事の完了

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令(三件)

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

個人演説会を開催することができるとの施設を指定した旨の報告

◇ 教委告示 教育委員会の招集

◇ 公安告示 遊技機の型式の認定

◇ 公 告 高圧ガス製造保安責任者試験等の実施

告 示

鳥取県告示第七百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(昭和六十一年五月十七日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一の七の地先	一、〇三一・四四平方メートル

鳥取県告示第七百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十一年五月十七日現在の地番による。）
西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一の七の地先

新たに生じた土地の面積
三、三〇九・六三平方メートル

鳥取県告示第七百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和六十一年十月一日からその効力を生ずる。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年五月十七日現在の地番による。）
大字淀江字長町	大字淀江字長町の全域
	大字淀江字長町九三一の七の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第七百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和六十一年十月一日からその効力を生ずる。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年五月十七日現在の地番による。）
大字淀江字長町	大字淀江字長町の全域
	大字淀江字長町九三一の七の地先の土地

鳥取県告示第七百五十七号

東郷町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業門田西沢地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年九月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区農業用排水）を昭和六十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中田柳谷地区農業用排水）を

昭和六十一年九月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業河原地区農道整備 県営農地開発事業飯盛山地区農地造成	昭和六十年三月二十五日 昭和六十一年三月十日

鳥取県告示第七百六十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五

条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十一年九月九日から昭和六十二年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百六十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第二号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十一年九月九日から昭和六十二年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある松の根株の存する伐採跡地を所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する根株及び枝条に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮するとともに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとする

ときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る伐採跡地の所在する地域を管轄する地方農村振興局長に提出すること。

鳥取県告示第七百六十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十一年九月九日から昭和六十二年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を行うこと。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農村振興局長に提出すること。

鳥取県告示第七百六十四号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同法第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十一年九月九日から昭和六十二年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

三 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置について破砕を行う場合においても、枝条は焼却すること。破砕については、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となること。

- 3 二に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百六十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡那家町大字落岩字暮ノ谷六三二の二一、六三二の五〇

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字眞山七四一の四

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町小河内字麦ヶ塔六四三の一、字五郎比ヶ谷七〇七の一、七〇八の一、七〇九の一、七〇九の二、字柳田上エ七三五から七四二まで、字布瀬谷山七七四の一、七七四の二、七七四の四、七七四の六から七七四の一二まで、七七四の一四から七七四の一六まで、字瀧ヶ塔七九九の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

四 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡家町大字篠波字本谷七五三の六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

五 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字別府字宮谷二二二、字山ノ谷六七二の一、六八〇

の一、六八三、字小谷六八七、六八八、六九〇から六九五まで、六九七の一、六九七の二、六九八の一、六九八の二、七一一の一、字瀬谷七三九の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字火都峯・字唐戸（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

森林レクリエーション事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年三月四日 鳥取県指令受米土維第三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原六九五

西本源治

鳥取県告示第七百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年七月九日 鳥取県指令受米土維第四百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎二二一六

有限会社小笹建設

代表取締役 小笹 一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百八号

昭和六十一年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一日時 昭和六十一年九月十一日(木)午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県選挙管理委員会委員室
三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

河原町選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

施 設 の 名 称	所 在 地
散岐地区多目的集会所	八頭郡河原町大字佐貫七八四一六

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年九月九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和六十一年九月二十二日(月)午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月九日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名	
ぱちんこ遊技機		ジャングル	平和工業株式会社	
		ビッグシューター		
		バスケットボール		
		タッチダウン		
		オービット		
		スーパードアアイドル		
		ポイジャー		株式会社大一商會
		スカッシュ		
		スペースボンバーII		
		エキサイトライダーI		株式会社三共
ザ・ギャラリー				
ザ・ギャラリーP三				

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和61年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和61年9月9日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

1 期日 昭和61年11月30日（日）

2 場所 倉吉市山根

鳥取県立倉吉体育文化会館

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
乙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時00分から 15時00分まで

乙種機械責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
丙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
第二種冷凍機械責任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学 (特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学)	13時00分から 15時00分まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
第三種冷凍機械責任者免状に係る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	13時00分から 15時00分まで
第一種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
第二種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
備考 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販	高圧ガス取締法に係る法令	10時00分から 12時00分まで
	液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで

売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する特別試験科目をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガス協会各支部、鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安協議会に備えてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 3,600円

丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 3,400円

第一種販売主任者免状に係る試験 3,100円

第二種販売主任者免状に係る試験 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に

はり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和61年9月20日（土）から同月30日（火）まで（郵送の場合は、昭和61年9月30日（火）までの消印があるものは、有効とする。）

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857—26—7065）に問い合わせること。